

## 供給条件における重要事項

### 『ソフトバンクでんき Powered by TEPCO』

関西電力エリア

#### 重要事項説明書における要点をご説明いたします。

本書は、重要事項説明を正しく受けた上で、理解を促進する為の補足となります。お申込みいただく前には、必ず本書後掲の各重要事項説明書をよくお読みのうえ、内容をご理解ください。



#### お申込みに際して

- 『ソフトバンクでんき』は、ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます）と東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力」といいます）との業務提携により、当社がお客さまと東京電力との間の電気契約（以下、単に「電気契約」といいます）の契約締結手続き業務等を受託し、東京電力が提供する「スタンダード（S/L/X）」「バリュープラン／バリューS／バリューL」「プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL」の電力プラン（以下、併せて「対象電力プラン」といいます）のいずれかをお申いただくものです（東京電力が電気を供給します）。
- 契約期間は、プランに応じて異なります。スタンダードプランは電気契約が成立した日からお客さままたは東京電力が契約を解約する日までです。バリュープランまたはプレミアムプランは電気契約が成立した日から料金適用開始の日以降の1年目（契約期間が2年間の場合は2年目）の日までです。
- お客さままたは東京電力から別段の意思表示がない限り、電気契約は契約期間満了日の翌日以降も継続となります。
- 契約乗り換えのお申込みにあたり、次のような事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
  - 現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご加入をすることができなくなるおそれがあります。
  - 現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
  - 現在の電気契約において、ポイント等の特典がある場合は解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
  - 現在の電気契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
  - 現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。



#### ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービスについて

- 「ソフトバンクでんきPowered by TEPCO請求サービス」（以下、「SB請求」といいます）は、東京電力とお客さまが締結する電気契約に基づく一切の債務を当社がお客さまに請求し東京電力への直接支払いを不要とするサービスです。
- 電気契約とソフトバンク携帯電話等通信サービスを同時に解約された場合、解約時期によってはソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの契約解除料が発生する場合がございます。
- 理由の如何を問わず、SB請求が終了した場合、SB請求を条件として当社が提供している特典、その他の経済上の利益の提供は直ちに終了します。
- 電気契約について解約・名義変更・対象プラン以外への変更を行った場合、ソフトバンク携帯電話等通信サービスのご利用料金やSB請求における毎月の電気料金等相当額を支払期日までにお支払いいただけない場合、SB請求を受けられなくなります。
- 電気料金をお支払いいただけない場合、SB請求が終了される場合などは、電気契約が解約されることがあります。



#### おうち割 でんきセットについて（電気契約のみのお客さまは対象外）

- 「おうち割 でんきセット」は、東京電力とお客さまが締結する対象電力プランの電気契約と当社が提供する当社所定のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスをセットでご契約いただいた方が、SB請求をご利用の場合に適用される当社のサービス（以下、本項において「本サービス」といいます）です。
- 電気契約のみのお客さまは適用対象外となりますのでご注意ください。
- 対象ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスのご利用料金から右表の金額を割引きます。
- 本サービスの適用回線数は、対象電力契約に対して1回線です。
- 割引期間はSB請求をお申込みされた月の翌月以降、初めてSB請求対象のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの料金がお客さまに請求された月から起算して24ヵ月間です。

対象電力プラン	割引額（月額）
スタンダード S/L/X	200 円
バリュープラン／バリューS／バリューL	200 円
プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL	300 円



#### 請求金額について

- 月々の電気料金、使用電力量、その他、お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力のWebサービスを通じてご案内します。
- お客さまが検針票の発行をご希望の場合、検針票発行手数料：110 円（税込）／月を原則として申し受けます。電気料金と併せて請求します。
- 対象電力プランの解約時期（契約満了日から遡って2ヵ月の期間以外）によっては東京電力が定める下記の期中解約金を申し受けます。  
バリュープラン／バリューS／バリューL: 2,500 円（税込）  
プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL: 契約期間が1年の場合 3,000 円（税込）、契約期間が2年の場合 5,000 円（税込）



#### 工事費負担金等相当額の申受け等

- 東京電力は一般送配電事業者等からお客さまへの電気供給に係る工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、事前にお客さまに確認を行い、請求を受けた金額に相当する金額を原則として一般送配電事業者等の工事着手前に申し受けすることができます。



#### その他

- お客さまが電気契約の内容を変更または更新する場合、東京電力のWebサービス等を通じて変更または更新後の契約内容をお知らせします。
- 各種お手続き、お問い合わせは、東京電力へご連絡ください。

☎ 0120-995-113 受付時間：月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時

## 供給条件における重要事項

この供給条件における重要事項は、TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンクに適用します。

(TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンクは、ソフトバンク株式会社が提案する「バリュープラン」をいいます)

### 1.契約の成立、契約期間、解約

- (1) TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク(以下、「バリュープラン」)は、原則としてソフトバンク株式会社の提供する携帯電話等通信サービス契約があるお客さまがご加入いただけます。また、その支払い方法は、原則として、ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款によります。
- (2) バリュープランは、使用する最大容量(以下:最大需要容量)が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまを対象としています。
- (3) 需給契約は、お客さまからのお申込みを、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、東京電力)または東京電力の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。
- (4) 契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といたします。
- (5) 契約期間満了に先だってお客さままたは東京電力から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

### (6) バリュープランを解約する場合、期中解約金を申し受けます。

ただし、契約期間満了日から遡った2か月の間に解約する場合(解約日が当該機関に属する場合に限ります。)は申し受けません。また、プランの変更や引っ越しのお申込みをいただき需給契約を解約する場合も、期中解約金を申し受けません。

### (7) お申込みにともなう不利益事項

契約先を、他社から東京電力へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・ 現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご加入することができなくなるおそれがあります。
- ・ 現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・ 現在の電気契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・ 現在の電気契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・ 現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

### 2.供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。  
ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### 3.最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実績等に応じてお客さまと東京電力との協議によっておこないます。

## 4.料金表

(税込)

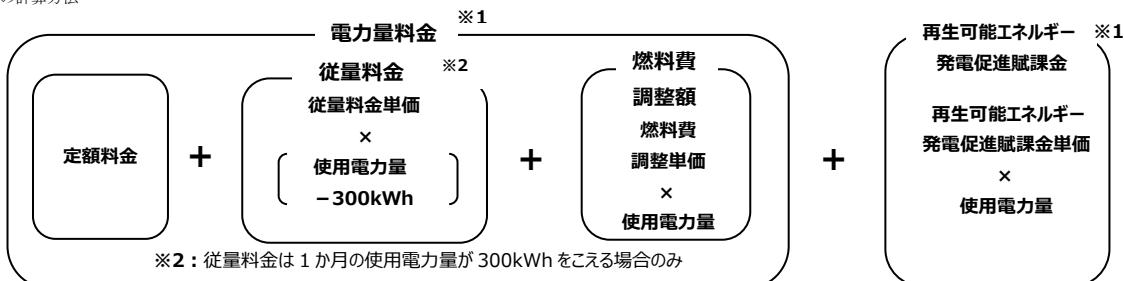
電力量料金	定額料金	最初の 300kWh まで	11,315 円 75 銭
	従量料金	300kWh をこえ 400kWh までの 1kWh につき	37 円 17 銭
		400kWh をこえる 1kWh につき	41 円 41 銭

### 5.請求金額の計算方法等

#### (1)請求金額等のご案内

月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力より Web サービスを通じてご案内いたします。

#### (2)料金の計算方法



※1 : 円未満切り捨て

- ・ 使用電力量に応じて計算する電力量料金(使用電力量が 300kWh までの場合は定額料金とし、300kWh をこえる場合は、300kWh をこえ 400kWh までと、400kWh をこえた使用電力量に応じて計算する従量料金を加算)に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。
- ・ 電力量料金には、燃料費調整額が含まれます。燃料費調整額は各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。なお、燃料費調整額はマイナスとなる場合もあります。
- ・ 燃料費調整単価は次の算式により算定し、火力燃料(原油・LNG・石炭)の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。この変動に上限はありません。  
燃料費調整単価 = (平均燃料価格※一基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000

※A × α + B × β + C × γ。なお、A・B・Cは、各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均原油価格(kl)、(B) 平均LNG価格(t)、(C) 平均石炭価格(t)をいいます。

燃料費調整諸元	単位	
基準燃料価格	1kl	86,100 円
換算係数	α (原油)	—
	β (LNG)	—
	γ (石炭)	—
基準単価(税込)	低压(従量制)	1kWh
		18.5 銭

毎月分の燃料費調整単価は、東京電力のホームページ(<https://www.tepco.co.jp/ep/private/fuelcost2/index-j.html>)にてお知らせいたします。

- ・ 支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、東京電力は支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- ・ 料金の算定期間は、原則として、前月の計量日または検針日から、当月の計量日または検針日の前日までの期間といたします。なお、計量日とは記録型計量器(スマートメーター)に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日(お客さまによって異なります)となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始(または解約)した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ 使用電力量の計量は、一般送配電事業者または配電事業者(以下、一般送配電事業者等)が計量した値をもとします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

#### (3)料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、一般送配電事業者等が計量した値を東京電力が受領し東京電力にて料金の請求が可能となった日(以下、請求日)に発生します。料金の支払期日は、原則として、東京電力からの請求日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまがソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款に定める方法により支払う場合は、東京電力からの請求日の翌日から起算して 40 日目といたします。

#### (4)各種手数料

電気料金とあわせて、次の手数料を申し受けます。

- SMS選択払いまたは振込みによりお支払いいただく場合、220円(税込)／月の手数料を申し受けます。
- 検針票(領収証含む。)の郵送を希望される場合、110円(税込)／月の手数料を申し受けます。

#### (5)期中解約金

1. (6)で定める期中解約金は次のとおりといたします。最終使用月の電気料金とあわせて請求いたします。

2,500円(税込)

#### 6. 東京電力からの申し出による契約の解約

(1)お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。

- 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- 他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- 東京電力が定める[電気需給約款[低圧]]、お客さまがご契約されているプランの供給条件およびソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、その他[電気需給約款[低圧]]およびお客さまがご契約されているプランの供給条件から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ソフトバンク株式会社に対し電気料金相当額を所定の期日までに支払われず、ソフトバンク株式会社がソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービスを解除した場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、東京電力がその旨を警告しても改めていただけない場合には、契約を解約することがあります。

- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- 電気工作物の改造等によって不正に電気を使用された場合
- その他、東京電力が定める[電気需給約款[低圧]]およびお客さまがご契約されているプランの供給条件の内容に反した場合

(3)契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

(4)お客さまが、あらかじめ定めた電気の使用を廃止する期日を東京電力に通知されずに、電気をご使用されている場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需要契約は消滅するものといたします。

#### 7. 託送供給等約款の遵守

(1)お客さまの土地または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者等または一般送配電事業者等が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2)保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者等にご連絡くださいますようご協力ください。

- 電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
- お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3)供給の中止または使用的制限もしくは中止

一般送配電事業者等が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- 一般送配電事業者等およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- 一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

その他保安上必要がある場合

(4)その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

#### 8. 工事費負担金等相当額の申受け等

東京電力は、一般送配電事業者等からお客さまへの電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者等の工事着手前に申し受けます。

#### 9. 違約金

(1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、東京電力が定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で東京電力が決定した期間といたします。

#### 10. 信用情報の共有

東京電力は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

#### 11. 個人情報の第三者提供

東京電力は、ソフトバンクと共同して提供する請求サービスや TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク等のサービス実施のために必要となる名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、料金その他の当該需給契約に係る事項について、ソフトバンクに提供することができます。

#### 12. その他の

上記に記載のない事項の取扱いは、東京電力が定める[電気需給約款[低圧]]、お客さまがご契約されているプランの供給条件およびソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款によります。

東京電力は、[電気需給約款[低圧]]、お客さまがご契約されているプランの供給条件およびソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款の内容を変更することができます。その場合、東京電力より Web サービス等を通じてあらかじめご案内いたします。

[電気需給約款[低圧]]、お客さまがご契約されているプランの供給条件およびソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用約款の内容は、東京電力のホームページで確認することができます。

東京電力またはお客さまが契約内容を変更または更新する場合、東京電力より Web サービス等を通じて、変更または更新後の契約内容のみをお知らせします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

東京電力は、[電気需給約款[低圧]]、お客さまがご契約されているプランの供給条件を終了することができます。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

#### 13. 各種お手続き・お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更にともない契約を解約する場合は、一般送配電事業者等への託送契約の申込みが必要となるためお早めにお申込みください。また、停電時のご連絡先は東京電力のホームページおよび、Web サービス等でご案内いたします。

以上  
2025年1月

## 販売事業者

事業者名：東京電力エナジーパートナー株式会社

小売電気事業者登録番号: A0269

本社所在地：〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

## 各種お手続き・お問い合わせ

### ◆電話によるお手続き・お問い合わせ

電話番号0120-995-113（携帯電話もご利用いただけます。）

受付時間 月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時

### ◆代理店を通じてお申込みいただいたお客さまのお問合せ

お申込みいただいた代理店連絡先にお問い合わせください。

### ◆東京電力のWebサービスによるお手続き・お問い合わせ

お引越しのお手続きやご契約の変更などのお申込みを承ります。

●お客さまの個人情報は、東京電力の事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために、また、東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業におけるこれらの業務のうち、東京電力が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行るために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、東京電力のホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

## 媒介事業者

事業者名：ソフトバンク株式会社

本拠地所在地：〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号請求・収納に関するお問い合わせ先

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

電話番号：0800-170-3710

営業時間：年中無休 9:00～20:00

# ソフトバンクでんき Powered by TEPCO における重要事項

「ソフトバンクでんき」プランに関する重要な事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ内容をご理解ください。

## 「ソフトバンクでんき」とは

- ・ソフトバンク株式会社(以下、「当社」といいます)と東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、「東電 EP」といいます)との業務提携により、当社がお客さまと東電 EPとの間の電気契約(以下、単に「電気契約」といいます)の契約締結手続き業務等を受託し、東電 EP が提供する「スタンダード(S/L/X)」「バリュープラン/バリューS/バリューL」「プレミアムプラン/プレミアム S/プレミアム L」の電力プラン(以下、併せて「対象電力プラン」といいます)のいずれかをお申いただくもので、東電 EP 電気を供給します)。
- ・対象電力プランの利用料金を、「ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス」(以下、「SB 請求」といいます)を利用してお支払いいただくことにより、当社が提供する通信サービスをお得にご利用いただくことが可能となります。

## ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービスに関する重要な事項

- ・SB 請求は、東電 EP とお客さまが締結する対象電力プランの電気契約に基づく電気料金、違約金、その他一切の債務(以下、「電気料金等」といいます)を、当社がお客さまに請求し、お客さまから東電 EP への直接支払いを不要とするサービスです。
- ・SB 請求における電気料金等相当額の支払日は、当社が定める日となります。支払いに関する条件は、当社の定めるソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求規約によります。
- ・SB 請求は、原則としてお申込みされた月の翌月以降、ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの請求が発行される月から適用となります。
- ・現在ご契約のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスにおいて支払いを滞納されている方は、お申込みできません。
- ・所定の支払期限を超えた場合、お客さまは当社に対し年 14.5% の割合で計算した延滞利息をお支払いいただきます。
- ・電気料金等相当額の総額は、My SoftBank 等よりご確認いただけます。
- ・お客さまが書面による料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、請求書発行手数料として 1 回につき 253 円(税込)をご請求いたします。※2023 年 5 月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1 回につき 253 円(税込)をご請求いたします。
- ・電気契約の内容、日々の電気料金等の内訳、その他東電 EP からのご案内は、原則として東電 EP の Web サービスを通じてご確認いただけます。ログインの ID / パスワードは、東電 EP からお届けします。
- ・SB 請求の組合せ対象となるソフトバンク携帯電話／固定通信サービスは、以下のとおりです。

右の端末をご利用の携帯電話サービス	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブレット、モバイル Wi-Fi ルーター
固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air、Yahoo! BB ADSL、Yahoo! BB バリュープラン、SoftBank ブロードバンド ADSL

- ・電気契約を解約したい場合や、当社による SB 請求を取りやめたい場合は、東電 EP または当社の窓口までお問い合わせください。
- ・電気契約とソフトバンク携帯電話／固定通信サービスを同時に解約された場合、解約時期によっては電気契約における期中解約金と、ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの契約解除料のいずれかまたは双方が発生する場合がございます。
- ・理由の如何を問わず、SB 請求が終了した場合、SB 請求を条件として当社または東電 EP が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了します。
- ・当社は、お客さまに事前に通知の上、SB 請求について、サービスの全部もしくは一部を変更し、または提供を終了する場合があります。

## 【ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービスの解除条件】

- ・次のいずれかに該当した場合、SB 請求を受けられなくなります。

- 電気契約を解約した場合
- 電気契約の名義変更を行った場合
- 電気契約を対象電力プラン以外に変更した場合
- ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスにおいて毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合
- SB 請求において毎月の電気料金等相当額を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合

## 携帯電話サービスの端末を対象外の端末へ機種変更した場合

- ・固定通信サービスを対象外のサービスへ変更した場合
- ・携帯電話サービスについて、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに加入した場合

※なお、T ポイント付与／データ還元の適用開始後であっても、当社基準により適用外であることが判明した場合、当該回線への適用を取り消いたします。

## 現金／データ還元における重要な事項

- ・対象電力プランのうち、バリュープラン／バリューS／バリューL をご契約中のお客さまを対象に、1 ヵ月の使用電力量が定額分の 300kWh に満たなかった場合、お客さまの選択により、当社が、定額分から実際のご利用分を控除した電気量(以下、「差分」といいます)、5kWh 刻みで計算され、5kWh に満たない端数は切り捨てられるものとします。)相当の現金、またはデータ容量を還元いたします。

## 【適用条件】

- ・次に定める条件をすべて満たすお客さまに対し、現金を還元するものとします。
  - 東電 EP が提供するバリュープラン／バリューS／バリューL の電気契約に当社指定の方法で加入すること
  - 当社が指定するソフトバンク携帯電話／固定通信サービスに加入すること
  - 契約者名義が当社の指定する条件を満たすこと
  - SB 請求が適用されていること

## ・現金還元にあたり、当社が指定するソフトバンク携帯電話／固定通信サービスは、次のとおりです。

右の端末をご利用の携帯電話サービス	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブレット、モバイル Wi-Fi ルーター
固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air、Yahoo! BB ADSL、Yahoo! BB バリュープラン、SoftBank ブロードバンド ADSL

※ 現金還元の適用条件は、今後変更される可能性があります。適用条件の詳細については、当社ホームページでご確認ください。

- ・次に定める条件をすべて満たすお客さまに対し、データ還元をするものとします。
  - 東電 EP が提供するバリュープラン／バリューS／バリューL の電気契約に、当社指定の方法で加入すること

- 当社が指定するソフトバンク携帯電話サービスに加入すること
- 契約者名義が当社の指定する条件を満たすこと
- SB 請求が適用されていること

- ・データ還元にあたり、当社が指定するソフトバンク携帯電話サービスは、次のとおりです。

右の端末をご利用の携帯電話サービス	iPhone、iPad、スマートフォン、タブレット、モバイル Wi-Fi ルーター ※SoftBank 4G/4G LTE 機種に限る ※一部プランを除く
-------------------	---

## 【特典内容】

- ・1 ヵ月の使用電力量が 300kWh に満たなかった場合、お客さまの選択に従い、差分相当の現金、または差分相当のソフトバンク携帯電話サービスで利用可能なデータ容量を還元します。
- ・差分 5kWh につき、請求時に 50 円(税込)還元、またはデータ容量 0.1GB(特典適用開始から 24 カ月間は、0.15GB)を還元します。
- ・還元の対象となる差分は、最大 100kWh までとなります。

『還元例』1 ヵ月の使用電力量が 250kWh の場合(300kWh との差分は 50kWh)

現金還元を選択した場合…50 円(税込)還元

データ還元を選択した場合…データ容量 1GB 還元(適用開始から 24 カ月間は、1.5GB 還元)

## 【現金／データ還元の解除条件】

- ・次のいずれかに該当した場合、現金／データ還元を受けられなくなります。
  - 電気契約をバリュープラン／バリューS／バリューL 以外に変更した場合
  - バリュープラン／バリューS／バリューL を選択した電気契約を解約した場合  
※ただし、電気契約における各月の料金の算定期間である計量期間等の途中で変更・解約した場合、当該変更・解約の日の属する計量期間等は現金／データ還元が適用されないものとします。
  - バリュープラン／バリューS／バリューL を選択した電気契約または対象となるソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの契約名義が変更(譲渡)された場合
  - 対象として指定したソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの利用を終了した場合
  - SB 請求が解除された場合
  - SB 請求において、毎月の電気料金等相当額を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合
  - 携帯電話サービスの端末を対象外の端末へ機種変更した場合
  - 固定通信サービスを対象外のサービスへ変更した場合
  - 携帯電話サービスについて、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに加入した場合

※なお、現金／データ還元の適用開始後であっても、当社基準により適用外であることが判明した場合、当該回線への適用を取り消します。

## 【おうち割 でんきセットにおける重要な事項】

- ・「おうち割 でんきセット」は、東電 EP とお客さまが締結する対象電力プランの電気契約と、当社が提供する当社所定のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスをセットでご契約いただいた場合に適用される当社のサービス(以下、本項において「本サービス」といいます。)です。

## 【適用条件】

- ・次に定める条件をすべて満たすお客さまに対し、おうち割でんきセットを適用するものとします。
  - 東電 EP が提供する対象電力プランの電気契約に当社指定の方法で加入すること
  - 当社が指定するソフトバンク携帯電話／固定通信サービスに加入すること
  - SB 請求が適用されていること
- ・対象となるソフトバンク携帯電話／固定通信サービスは、次のとおりです。

右の端末をご利用の携帯電話サービス	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブレット、モバイル Wi-Fi ルーター
固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air、Yahoo! BB ADSL、Yahoo! BB バリュープラン、SoftBank ブロードバンド ADSL

## 【特典内容】

- ・対象電力プランに応じ、対象ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスのご利用料金から、下表の金額を割引きます。

対象電力プラン	割引額(月額)
スタンダード S/L/X	200 円
バリュープラン／バリューS／バリューL	200 円
プレミアムプラン／プレミアム S／プレミアム L	300 円

※ 本サービスの適用回線数は、対象電力プラン 1 契約に対して 1 回線となります。

※ 割引期間は、ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの請求に初めて SB 請求が適用された月から起算して 24 カ月間となります。

## 【おうち割でんきセットの解除条件】

- ・以下のいずれかに該当した場合、条件に該当するお客さまのソフトバンク携帯電話／固定通信サービスへの割引は、当該事実が発生した月の前月までとなります。
  - 対象として指定したソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの利用を終了した場合
  - SB 請求が解除された場合
  - 対象として指定したソフトバンク固定通信サービスが、利用停止または休止された場合
  - ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスにおいて毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合
  - SB 請求において毎月の電気料金等相当額を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合
  - 対象電力プランに加入しなかった場合または対象電力プランを解約・名義変更・住所変更した場合
  - 携帯電話サービスの端末を対象外の端末へ機種変更した場合
  - 固定通信サービスを対象外のサービスへ変更した場合
  - 携帯電話サービスについて、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに加入した場合

※なお、本サービスの適用開始後であっても、当社基準により適用外であることが判明した場

合、当該回線への割引適用を取り消しいたします。

- ・本サービスの内容は、当社により変更される場合があります。最新の内容は、当社ホームページ(<https://www.softbank.jp/energy/terms/closed/>)にも掲載いたしますので、ご確認ください。

#### 電気契約の媒介事業における個人情報の取り扱い

##### 1. 個人情報の利用目的

当社は、電気契約の媒介またはこれに付随する事業(以下、総称して「本件事業」といいます)に関し、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

###### (1) 個人情報の利用目的

- ① 本件事業の拡販活動およびイベント等の案内、申込受付、契約の締結・履行ならびに提供可否判断および提供
- ② お客様からのお問い合わせへの対応
- ③ 小売電気事業者との電気契約および本件事業の利用に関する手続きのご案内ならびに情報の提供等のお客さまサポート
- ④ 小売電気事業者との電気契約および本件事業に関する料金計算および料金請求、ならびに当社の他事業における利用料金との合算請求等
- ⑤ 本件事業に伴う事故および不正利用の防止
- ⑥ マーケティング調査および分析
- ⑦ 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- ⑧ 当社および他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
- ⑨ 本件事業に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウェア更新を含む障害への対応等
- ⑩ 託送供給(「接続供給」および「振替供給」の総称)に関する案内および契約締結または媒介等
- ⑪ 託送供給契約または発電量調整供給契約の締結もしくは媒介、変更または解約
- ⑫ 小売供給契約または電気受給契約の廃止取次
- ⑬ 供給(受電)地点に関する情報の確認
- ⑭ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行
- ⑮ その他、本件事業およびそれに付随するサービスの提供に必要な業務

なお、上記以外の目的でその個人情報をを利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

###### (2) 本件事業で利用する個人情報

- 当社は以下の個人情報を、上記(1)に記載した「個人情報の利用目的」のために取得し利用します。
- ① 電気契約申込者の個人情報:氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、電話番号、電子メールアドレス、電気契約の契約番号、契約期間、金融機関の口座情報、その他電気契約を締結するための情報および各種サービスを提供するために必要な情報
  - ② 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法その他本件事業および各種サービスを提供するために必要な情報

#### 2. 個人情報の共同利用

当社は、利用目的に沿って個人情報を以下の内容で共同利用する場合があります。

###### (1) 当社と共同利用する者

- ① 当社のグループ会社
- ② SBパワーブル株式会社
- ③ 東京電力エナジーパートナー株式会社

###### (2) 共同利用の目的

上記 1. (1)個人情報の利用目的に同じ。

###### (3) 共同利用する個人情報

上記 1. (2)本件事業で利用する個人情報に同じ。

###### (4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称

当社

#### 3. 第三者提供

当社は、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、以下のとおり当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) 当社は、第三者機関が実施する電力事業に関する申請を目的として、係る作業に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号等)を、関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合があります。
- (2) 当社は、売電または売電に関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、電力会社等に提供する場合があります。
- (3) 当社は、対人対物賠償保険等を締結、維持することを目的として必要な個人情報(氏名、住所、建物等に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) 当社は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録・提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客様の識別および提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

#### 4. 個人情報の開示、訂正等および利用停止等について

- (1) 当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面にて回答します(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、当該方法で回答します)。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。
  - ・個人情報の開示、訂正等および利用停止等の請求の手順  
<https://www.softbank.jp/corp/privacy/telecom/procedure/>
- (2) 当社がお客様より取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客様ご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記の連絡先までお願いします。
  - ・個人情報お問い合わせ窓口  
受付電話番号 0088-210-051  
受付時間 午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日を除く)

#### 5. その他

東電EPから当社に開示を受けた個人情報は、開示の目的においてのみ利用します。

- ・当社が提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内、およびパートナー企業や他社が提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内をお客さまのメールアドレス宛にお送りします。
- ・配信停止をご希望の場合は、お送りするメールより手続きをお願いいたします。

#### 各種お手続き・お問い合わせ

- ・契約内容の変更・解約、お問い合わせは、以下の手順をお問い合わせ先までご連絡ください。  
お手続き・お問い合わせ先  
ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター  
電話番号:0800-170-3710  
営業時間:全日 午前9時～午後8時

以上

2025年1月  
ソフトバンク株式会社(媒介事業者)



## 用語説明

本書面にて使用する用語の詳細につきましては以下をご確認下さい。

低圧	標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。固定価格買取制度において、電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。
契約主開閉器	契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
契約電力	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といします。
契約容量	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
託送供給約款	電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給約款（変更があった場合には、変更後のもの）をいいます。
離島供給約款	電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款（変更があった場合には、変更後のもの）をいいます。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
配電事業者	電気事業法第2条第1項第11号の3に定める配電事業者をいいます。
需要場所	東電EPが電気を供給するお客さまの需要地点をいいます。
需要地点	電気の需給が行われている地点をいいます。
最大需要電力	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器によって計量される値をいいます。
計量器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計及びその他の計量に必要な付属装置及び区分装置をいいます。
供給設備	お客さまへの電気の供給に供される東電EP又は一般送配電事業者が保有及び管理する計量器、電線路、引込線、接続装置、電力監視システムその他の電気供給設備をいいます。
引込線	電気を供給するための引込線をいいます。